

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 0 号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。